

告 示

埼玉県告示第千三百四十七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空レーザ測量による高精度標高データ整備）

二 作業地域

加須市、羽生市、久喜市

三 作業期間

令和五年一月二十日から令和五年三月三十一日まで